

## 公益財団法人黒部市体育協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、本市体育、スポーツの向上に貢献し、市民の模範と認められるものを表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰)

第2条 市体育協会は次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり本市の体育、スポーツの向上に貢献し、その功績が特に顕著と認められるもの。
- (2) 本市のスポーツの向上に尽力し、その功績が特に優秀なもの。
- (3) その他表彰することを適当であると認められるもの。

### (表彰の方法)

第3条 表彰は表彰状を付与して行う。

- (1) 前項の表彰には、副賞として特別賞または記念品を添えることがある。

### (追賞)

第4条 表彰すべきものがその表彰前に死亡したときは追賞することができる。

### (時期)

第5条 市体育協会が必要と認めるとき随時行う。

### (細則)

この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

## 公益財団法人黒部市体育協会表彰規程細則

### (表彰状)

- (1) 役員として10年以上経過し、その功績顕著と認められるもの。但し、この表彰は1回とする。

※「役員」とは加盟団体の会長、副会長、理事長及びこの職に準ずるものとする。

10年以上経過とはこの役員の通算年数をいい、他の加盟協会における役員年数を加算することができる。  
また、役員在職中は表彰の対象とならない。

- (2) 県選手権大会以上に出場し優勝したチームまたは選手。

※ 県選手権大会以上の大会とは富山県民体育大会2部は含まない。  
また、スポーツ少年団競技別交流大会は県選手権レベルの大会と見なす。

- (3) 全国大会に出場し特に優秀な成績をおさめたもの。

※ 全国大会とは、国民体育大会もしくは日本選手権大会およびこれに準ずる大会（県内以上の予選会を経ている大会）とする。  
また、優秀な成績とは優勝もしくは入賞とする。

- (4) 細則(2)・(3)に該当しないオリンピック大会、世界選手権大会並びにこの大会に準ずる国際競技大会に日本代表として出場した選手。

- (5) 選手養成に尽力した団体または個人でその功績顕著と認められるもの。

表彰はすべて総務部会の推薦により理事会で協議のうえ選考し会長が表彰する。

## 公益財団法人黒部市体育協会表彰規程細則について

### 1. 細則(2)の県選手権大会以上に出場し優勝したチームまたは選手について

県選手権大会以上(北信越、中部日本等含む)に出場し優勝したチームまたは選手のことをいう。県選手権大会以上の大会とは予選会が行われ、市または県の代表として出場した大会のことを言う。

富山県民体育大会では1部のみを対象とし、2部は含まない。しかし、中学生は別とする。

その他に競技団体等が開催する大会で表彰の対象となる大会は特に定めないが、レクリエーション的要素の強い大会やマスターズ大会は対象としない。

スポーツ少年団の大会はスポーツ少年団競技別交流大会を含み、その他の大会等においては、上記と同様に予選会が行われ、市または県の代表として出場した大会とする。

高校生においては北信越高校選手権以上の大会のみとする。

### 2. 細則(3)の全国大会に出場し特に優秀な成績をおさめたものについて

全国大会とは、国民体育大会もしくは日本選手権大会およびこれに準ずる大会をいい、県内以上の予選会を経ている大会とする。

優秀な成績とは、上記の大会で優勝もしくは入賞したものとす。

### 3. 細則(5)の選手養成に尽力した団体または個人でその功績顕著と認められるものについて

主に指導者を対象とするが、指導歴にかかわらずチームの成績を重視する。指導歴は対象としない。